

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
新線調査費等補助金繰入基準

平成15年10月 1日	機構規程第116号
改正平成16年 6月15日	機構規程第 22号
改正平成19年 4月 1日	機構規程第 96号
改正平成21年 4月 1日	機構規程第 1号
改正平成25年 5月16日	機構規程第 4号
改正平成29年 3月30日	機構規程第 87号
改正令和 3年 4月 1日	機構規程第 1号
改正令和 3年 4月 1日	機構規程第 7号

第1条 通則

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)第17条第2項に基づき実施する新線調査費等補助金(以下「補助金」という。)の繰り入れは、機構法及び同法施行令(平成15年政令第293号。以下「機構法施行令」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

第2条 目的

この繰入基準は、新幹線新線調査、中央リニアの整備に必要となる基礎資料等の作成に資する中央リニア調査及び都心ー空港・郊外直結鉄道(以下「都心直結線」という。)の整備に必要となる基礎資料等の作成に資する都心直結線調査(以下「新線等調査」という。)を適切に実施するため、助成勘定から建設勘定に対して繰り入れする補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、補助金の繰り入れその他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第3条 定義

この繰入基準における新幹線新線調査とは、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第5条第1項の規定により、国土交通大臣が機構に対し調査の指示を行った新幹線鉄道の路線であって、同法第8条の規定による建設の指示を受けていない路線の建設に関し必要な調査をいう。

第4条 調査実施計画の承認等

機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長(以下「副理事長」という。)は、新線等調査について補助金の繰り入れ申請するときは、新線等調査の実施計画(以下「調査実施計画」という。)について、調査実施計画(変更)承認申請書(第1号様式)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定は、理事長の承認を受けた調査実施計画を変更する場合について準用する。ただし、国土交通大臣が新線調査費等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条第2項において別に定める軽微な変更については、この限りではない。
- 3 理事長は、調査実施計画又はその変更について、承認申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、所要の手続きのうえ、これを承認するものとし、調査実施計画(変更)承認書(第2号様式)により副理事長に通知するものとする。
- 4 副理事長は、理事長の承認を受けた調査実施計画について、第2項ただし書きの軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について、理事長に届け出るものとする。

第5条 補助金繰り入れ対象経費及び補助金の繰り入れ額等

補助金の繰り入れの対象となる経費は、新線等調査に要する経費であって、第4条に定めるところにより調査実施計画若しくはその変更について理事長の承認を受け又は理事長に届け出た調査(以下「補助対象調査」という。)に係るものとする。

- 2 補助金の繰り入れ額、補助対象調査に係るものにあつては補助対象調査の計画の合計額を限度とするものとする。

第6条 補助金の繰り入れ申請

- (1) 副理事長は、調査実施計画について理事長の承認を受けたときは、遅滞なく当該補助対象調査に係る補助金繰入書(第3号様式)を、理事長に提出するものとする。
- (2) 副理事長は、調査実施計画について、理事長の変更承認を受けたときは、遅滞なく当該補助対象調査に係る補助金交付決定額の変更申請書(第4号様式)を理事長に提出するものとする。

第7条 補助金の繰り入れ決定及び通知

理事長は、第6条による申請書の提出があつたときには、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、所要の手続きのうえ、当該補助対象調査に係る補助金の繰り入れを、決定し、第6条第1項の場合は、補助金繰入決定通知書(第5号様式)により副理事長に通知するものとし、第6条第2項の場合は、補助金繰入決定変

更通知書(第6号様式)により、副理事長に通知するものとする。

第8条 申請の取下げ期日

副理事長は、補助対象調査に係る補助金の繰り入れの内容又はこれに付した条件に不服があることにより、補助金の繰り入れ申請を取下げようとするときは、理事長が指定する期日までに、その旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

第9条 補助金の繰り入れの条件

次に掲げる事項は、理事長が補助金の繰り入れを決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 機構法、機構法施行令及びこの繰入基準に従わなければならないこと。
- (2) 補助対象調査に係る補助金の繰り入れ額の確定通知を受けた場合において、既にその額を超える補助対象調査に係る補助金の繰り入れを受けているときは、理事長が指定する期日までにその超える部分の建設勘定から助成勘定へ繰り入れについて必要な手続きをとるものとする。
- (3) 補助対象調査のため取得した機械、器具、仮設物その他の資材等の物件(補助対象調査の完了後残存するもののうち、国土交通大臣が交付要綱第9条において別に定める事業に使用するものを除く。)を処分することにより収入が生じたときは、当該収入に相当する額を助成勘定を通じて国に納付するものとする。

第10条 状況報告

副理事長は、補助対象調査の実施状況について、理事長の要求があったときには、速やかに調査実施状況報告書(第7号様式)を理事長に提出するものとする。

- 2 副理事長は、補助対象調査が年度内に完了しない見込みであるときには、調査実施状況報告書(第7号様式)にその理由を付して、補助対象調査を実施する年度(以下「調査年度」という。)の3月10日までに理事長へ提出するものとする。
- 3 副理事長は、補助対象調査の遂行が困難となったときは、速やかに調査実施報告書(第7号様式)にその理由を付して、理事長に報告し、その指示を受けるものとする。

第11条 実績報告

副理事長は、補助対象調査が完了したときは、その日から20日を経過した日又は調査年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに調査完了実績報告書(第8号様式)を理事長に提出するものとする。ただし、補助対象調査の全部が調査年度に完了しない場合には、調査年度の翌年度の4月20日までに調査年度終了実績報告書(第9号様式)を理事長に提出するものとする。

第12条 補助金の繰り入れ額の確定及び通知

理事長は、補助対象調査について第11条本文に定める調査完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めるときは、所要の手続きのうえ繰り入れすべき補助対象調査に係る補助金の繰り入れ額を確定し補助金繰入額確定通知書(第10号様式)により、副理事長に通知するものとする。

第13条 補助金概算の繰り入れの請求

副理事長は、補助対象調査に係る補助金の概算繰り入れを請求しようとするときは、補助金概算繰入請求書(第11号様式)を理事長に提出するものとする。

第14条 補助金に関する整理

機構は、補助対象調査に係る補助金の繰入額についての、収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の繰り入れ額の使途を明らかにしておくものとする。

- 2 機構は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象調査の完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条に規定する適用日前に交付決定が行われた補助金については、建設勘定に対して新線調査費等補助資金の繰り入れ決定したものとみなし、法17条第2項を適用のうえ、この繰入基準の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準の改正は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準の改正は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 前項に規定する日前に繰り入れ決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 前項に規定する日前に繰り入れ決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準の一部改正は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この繰入基準の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度新線等調査実施計画(変更)承認申請書

新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)の繰入交付対象調査として、別紙のとおり計画(を変更)したいので、承認されるよう申請します。

(別紙) 年度新線等調査実施計画(変更)表

(注) 当初計画の場合は、(変更)及び(を変更)を記載しないこと。

(第1号様式 別紙)

年度新線等調査実施計画(変更)表

(単位：千円)

区分		計画額	調査完了予定期日	備考
1 調査費				
参考 〈路線別の内 訳等〉	路線名等	区間等		
	(1)			
	(2)			
	・ ・ ・			
2 管理費				
3 合計				

- (注) 1 調査の区分ごとに、調査の概要、経費の積算、調査場所等を記載した書類を添付すること。
- 2 調査実施計画変更の場合には、変更前の数値を上段に括弧書することによって変更の内容が明らかになるよう記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。
- 3 参考欄については、各調査ごとに必要と思われる事項を記載する。

(第2号様式)

番 号

承認書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度
新線等調査実施計画(の変更)については、承認する。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

(第3号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入申請書

新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)の繰り入れを受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構新線調査費等補助金繰入基準（平成15年10月1日機構規程第116号）第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の配分、使用方法及び事業の計画
年 月 日付け 第 号をもって承認を受けた 年度新線
等調査実施計画に記載のとおり。
- 3 繰り入れを受けようとする補助金の額 円
- 4 添付書類
年度新線等調査実施計画表

(第4号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入決定額の変更申請書

年 月 日付け 第 号で繰り入れ決定の通知を受けた標記
補助金について、繰り入れ決定額の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額	繰入決定額	円
	今回繰入決定申請額	円
	繰入決定額計	円

3 添付書類

年度新線等調査実施計画変更表

(第5号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって繰り入れ申請のあった新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)については、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構新線調査費等補助金繰入基準(平成15年10月1日機構規程第116号。以下「繰入基準」という。)第7条の規定により下記のとおり決定したので、通知する。

記

1 補助金の繰り入れ額

繰入額 円

2 補助金の繰り入れの条件は次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)及び同法施行令(平成15年政令第293号)並びに繰入基準の定めるところによるものとする。
- (2) 補助金の繰入額の確定通知を受けた場合において、既に繰り入れを受けた補助金の一部を助成勘定に返還すべきときは、理事長が指定する期日までに返還するものとする。
- (3) 補助対象調査により取得した機械、器具、仮設物その他の資材等の物件(補助対象調査の完了後残存するもののうち、国土交通大臣が新線調査費等補助金交付要綱第9条において別に定める事業に使用するものを除く。)を処分することにより収入が生じたときは、当該収入に相当する額を助成勘定を通じて国に納付するものとする。

3 この繰り入れ決定の内容又は条件に不服がある場合には、繰入基準第8条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

(第6号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で繰り入れ決定額の変更申請のあつた標記補助金については、下記のとおり繰り入れの決定を変更したので通知する。

記

- | | | |
|---------|---------|---|
| 1 補助金の額 | 繰入決定額 | 円 |
| | 今回繰入決定額 | 円 |
| | 繰入決定額計 | 円 |
- 2 補助対象経費の区分並びに区分ごとの配分額及び補助金の額は、変更申請のあつたとおりとする。
- 3 補助金の繰り入れの条件は 年 月 日付け 第 号「新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入決定通知書」記載のとおりとする。

(第7号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度新線等調査実施状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって承認があった新線等調査の実施状況について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構新線調査費等補助金繰入基準（平成15年10月1日機構規程第116号）第10条第1項又は第2項又は第3項の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙1) 年度新線等調査実施状況表(その1)
又は
(別紙2) 年度新線等調査実施状況表(その2)
又は
(別紙3) 年度新線等調査実施状況表(その3)

(第7号様式 別紙1)

年度新線等調査実施状況表(その1)

(単位：千円)

区分			計画額 A	実施額 B	実施率 B/A	計画額 との差 額 A-B	今後の実施見込額					備考
							四半期	四半期	四半期	四半期	その他	
1 調査費					(%)							
参考 〈路線 別の内 訳等〉	路線 名 等	区間 等										
	(1)											
	(2)											
	・											
	・											
2 管理費												
3 合計												

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
- 2 特に著しい工程の変更を伴うものについては、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 参考欄については、各調査ごとに必要と思われる事項を記載する。

(第7号様式 別紙2)

年度 新線等調査実施状況表(その2)

(単位：千円)

区分	計画額 A	3月末までの 実施見込 額 B	計画額 との差 額 A-B	計画額との差額の内訳			理由
				年度内 に完了 しない 分	遂行が 困難と なった 分	その他	
1 調査費							
参考 〈路線 別の内 訳等〉	路線名 等	区間等					
	(1)						
	(2)						
	・ ・ ・						
2 管理費							
3 合計							

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。

2 参考欄については、各調査ごとに必要と思われる事項を記載する。

(第7号様式 別紙3)

年度新線等調査実施状況表(その3)

(単位：千円)

区分	計画額 A		年 月 日ま での実施額 B	計画額と の差額 A-B	計画額との差額の内訳		理由
					遂行が困 難となっ た分	その他	
1 調査費							
参考 (路線別 の内訳 等)	路線名等	区間等					
	(1)						
	(2)						
	・ ・ ・						
2 管理費							
3 合計							

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
- 2 参考欄については、各調査ごとに必要と思われる事項を記載する。

(第8号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度新線等調査完了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構新線調査費等補助金繰入基準(平成15年10月1日機構規程第116号。以下「繰入基準」という。)第4条の規定に基づき 年 月 日付け 第 号をもって承認があった新線等調査の完了実績について、繰入基準第11条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙1) 年度新線等調査完了実績表

(別紙2) 年度新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入精算調書

(第8号様式 別紙1)

年度新線等調査完了実績表

(単位：円)

区分		調査完了期日	計画額	実施額	備考
1 調査費					
参考 〈路線別 の内訳等〉	路線名等	区間等			
	(1)				
	(2)				
	・				
	・				
2 管理費					
3 合計					

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
- 2 計画額と実施額との差額が大きなものについては、その理由を注記すること。
- 3 参考欄については、各調査ごとに必要と思われる事項を記載する。

(第8号様式 別紙2)

年度新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入精算調書

(単位：円)

区分		繰入決定額 A	計画額 B	実施額 C	計画額との差額 D	自己財源充当額 E	精算補助金額 F=C-E	概算払受領総額 G	差引補助金未受領(△返還)額 H=F-G	備考
1 調査費										
参考 〈路線別の内訳等〉	(1) (2) . . .									
2 管理費										
3 合計										

(注)1 「自己財源充当額」は、新線調査費等補助金繰入基準(平成15年10月1日機構規程第116号)第9条第3号に定める補助対象調査に起因して受け入れる雑収入で用途予定のないものを計上し、主な内訳を備考欄に記載すること。

2 交付決定額又は計画額に変更があった場合は、最終の額を記載すること。

3 参考欄については、各調査ごとに必要と思われる事項を記載する。

(第9号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度新線等調査年度終了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構新線調査費等補助金繰入基準
(平成15年10月1日機構規程第116号。以下「繰入基準」という。)第4条の規定に
基づき 年 月 日付け 第 号をもって承認があった新線等調査の年
度終了実績について、繰入基準第11条ただし書きの規定により別紙のとおり報告
します。

(別紙) 年度新線等調査年度終了実績表

(第9号様式 別紙)

年度新線等調査年度終了実績表

(単位：円)

区分		計画額	実施額	計画額との差額	実施率	計画額との差額の内訳		調査完了予定 期日	備考
						繰越額	その他		
1 調査費					(%)				
参考 (路線別 の内訳 等)	路線名 等	区間 等							
	(1)								
	(2)								
	・ ・ ・								
2 管理費									
3 合計									

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段に括弧書すること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由を備考欄に記載すること。
- 3 参考欄については、各調査ごとに必要と思われる事項を記載する。

(第10号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)の繰入額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった新線等調査
の実施については、これを認定し、新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)の繰
り入れ額を下記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構新線調査費等補助金繰入基準(平成15年10月1日機構規程第116号)第12条の
規定により通知する。

記

- (1) 確定補助金繰入額 円
(2) 返還すべき補助金の返還日は、 年 月 日とする。)

(注) 括弧書きは、必要に応じ記載すること。

(第11号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度新線調査費補助金(新線等調査費補助金)概算繰入請求書

年 月 日付け 第 号で繰入決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事新線調査費等補助金繰入基準（平成15年10月1日機構規程第116号）第13条の規定により請求します。

記

1 新線調査費等補助金(新線等調査費補助金)繰入決定通知額

円

2 概算繰入請求額

円

3 概算払繰入請求額算出基礎

補助対象経費の区分	補助対象経費の配分	調査等に要する資金の額	概算払可能額	前回までの概算払累計額	今回概算払予定額
1 調査費					
2 管理費	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
3 合計					